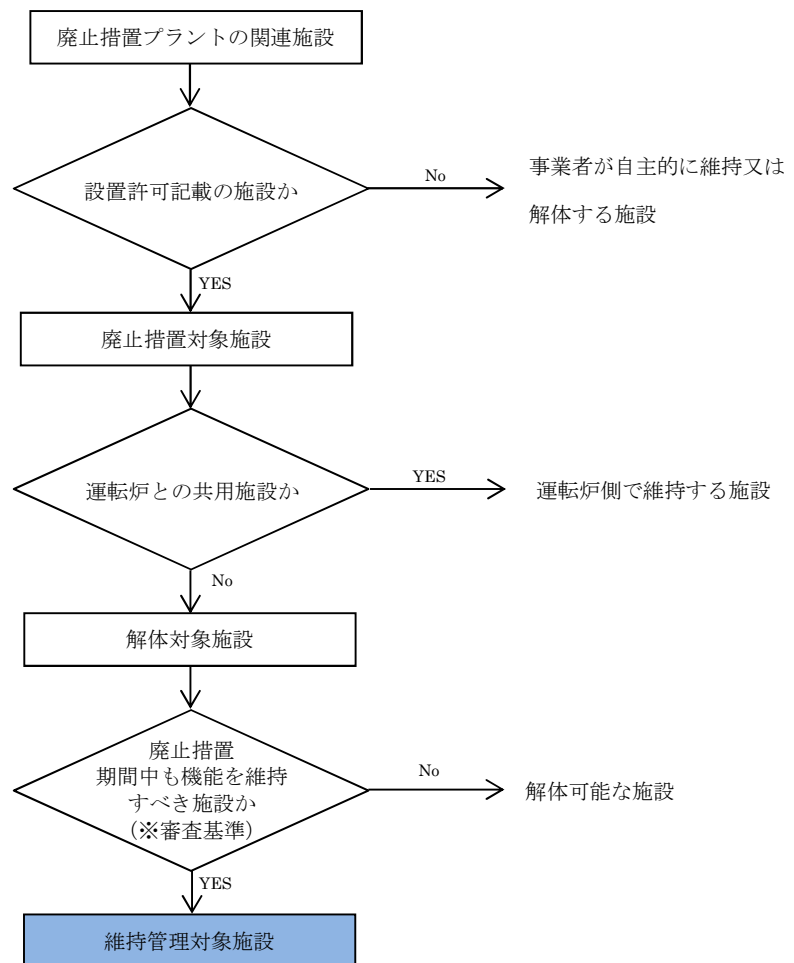


性能維持施設選定の基本的な考え方について

現在、廃止措置計画添付書類六に定めている廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設（維持管理対象施設）は、設置許可申請書に記載の施設のうち、廃止措置計画審査基準の要求事項に基づき維持管理すべき施設を選定している。

維持管理対象施設の選定フローを以下に示す。



(※) 廃止措置計画審査基準（現行）より抜粋

原子炉の機能停止時又は原子炉施設の解体撤去時の残存放射性物質の種類、数量及び分布の評価結果とそれらを踏まえて立案された施設の解体時期、解体作業範囲及びその手順（解体作業前除染、系統の隔離又は密封等、遮蔽体又は遠隔操作装置の活用等）等との関係において、維持管理すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間が、廃止措置の段階に応じ、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から示されていること。

各社、本フローに基づき、以下①～⑤に該当する施設を維持管理対象施設として選定しているが、個々のサイトにより設備の種類や構成、廃止措置の状況等が異なるため、施設区分ごとの具体的な設備については、廃止措置計画の審査において確認いただいている。

- ① 建屋(家)・構築物
- ② 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ③ 放射性廃棄物の廃棄施設
- ④ 放射線管理施設
- ⑤ 解体中に必要なその他の施設
 - ・換気設備
 - ・非常用電源設備
 - ・その他安全確保上必要な設備
(照明設備、補機冷却設備、火災の防護設備等)

規則改正に伴い、廃止措置計画本文六及び本文七へ廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(性能維持施設)を定めることとなるが、性能維持施設の選定の考え方は、上記の維持管理対象施設の選定の考え方と同じである。

以 上